産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成22年度実績）について（お知らせ）

環境省　　平成24年12月27日

環境省は、産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成22年度実績）についての公表を行った。その概要は以下のとおり。

平成22年度における全国の産業廃棄物の排出及び処理状況調査等について調査し、その結果を取りまとめたので公表する。なお、結果の概要は次のとおりで、産業廃棄物の総排出量は前年比約１％の減少となっている。

産業廃棄物の排出・処理状況（平成22年度実績）

１．全国の産業廃棄物の総排出量

前年度に比べ、約４百万トン（約1.0％）減少。

・平成22年度総排出量約３億8,599万トン（図１）
（前年度　約３億8,975万トン）

２．業種別排出量

前年度と同様、上位５業種で総排出量の８割以上。

(1) 電気・ガス・熱供給・水道業　約9,557万トン（24.8％）
（前年度　約9,637万トン　24.7％）

(2) 農業・林業　約8,509万トン（22.0％）
（前年度　約8,841万トン　22.7％）

(3) 建設業　約7,321万トン（19.0％）
（前年度　約7,364万トン　18.9％）

(4) パルプ・紙・紙加工品製造業　約3,341万トン（8.7％）
（前年度　約3,417万トン　8.8％）

(5) 鉄鋼業　約2,863万トン（7.4％）
（前年度　約2,490万トン　6.4％）

３．種類別排出量

前年度と同様、上位３品目で総排出量の８割以上。

(1) 汚泥　約１億6,989万トン（44.0％）
（前年度　約１億7,363万トン　44.5％）

(2) 動物のふん尿　約8,485万トン（22.0％）
（前年度　約8,816万トン　22.6％）

(3) がれき類　約5,826万トン（15.1％）
（前年度約　5,892万トン　15.1％）

４．産業廃棄物の処理状況

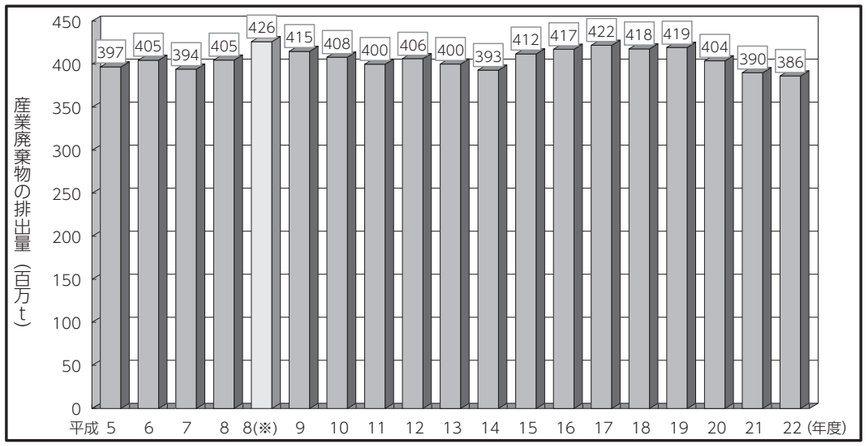
前年度に比べ、最終処分量が約５％増加。

・再生利用量　約２億473万トン（53.0％）
（前年度　約２億671万トン　53.0％）

・減量化量　約１億6,700万トン（43.3％）
（前年度　約１億6,944万トン　43.5％）

・最終処分量　約1,426万トン（3.7％）
（前年度　約1,359万トン　3.5％）

環境省ホームページ／報道発表資料
URL　http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16154



※　ダイオキシン対策基本方針（ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、政府が平成22年度を目標年度として設定した「廃棄物の減量化の目標量」（平成11年9月28日政府決定）における平成8年度の排出量を示す。
平成9年度以降の排出量は、これと同様の算出条件を用いて算出したもの。

出所：報道発表資料　産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成22年度実績）について

図１　**産業廃棄物排出量の推移**

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令等の公布について（お知らせ）

環境省　　平成25年3月6日

小型家電リサイクル法の円滑かつ適切な施行を行うため、本法に係る施行令等（政令２件、省令３件、告示１件）が本日公布された。また、環境省は、これに併せ、本法の施行に係る各種ガイドライン等も策定し公表を行った。その概要は以下のとおり。

１．公布の背景

携帯電話、ゲーム機などの小型家電のリサイクルを促進することを目的として、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）が平成24年８月10日に公布されました。本法では、事業者からの申請に基づき、市町村から継続して小型家電を引き取る等により確実に適正なリサイクルを行うための事業計画を、大臣が認定することとなります。

２．施行令等の内容

小型家電リサイクル法の公布を踏まえて、本法に係る施行令等（政令２件、省令３件、告示１件）が本日公布されました。施行令等の主な内容は、以下のとおりです。

(1) 政令

（イ）「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行期日を定める政令」
小型家電リサイクル法の施行期日を平成25年４月１日とするもの。

（ロ）「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令」
制度対象品目として、携帯電話端末及びＰＨＳ端末、デジタルカメラ、パーソナルコンピュータ等、計28分類を定めるもの。

(2) 省令

（イ）「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則」
小型家電リサイクル法に基づき事業計画を大臣が認定する際の基準等を定めるもの。

（ロ）「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第四条に規定する委託の基準に関する省令」
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第四条に規定する委託の基準を定めるもの。

（ハ）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物に、使用済小型電子機器等を追加するもの。

(3) 告示

（イ）「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」
小型家電リサイクル法第３条第１項の規定に基づき基本方針を定めるもの。

(4) 施行日

上記(1)～(3)は小型家電リサイクル法の施行の日（平成25年４月１日）より施行する。

３．各種ガイドライン等

以下(1)～(4)のガイドライン類を定めました。これらは、http://www.env.go.jp/recycle/recycling/rareметals/index_rel.htmlにてダウンロードできます。

(1)「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」
市町村や小売業者による小型家電の回収の方法及び注意点等を整理したもの。

(2)「市町村―認定事業者の契約に係るガイドライン」
市町村と認定事業者の間で結ばれる契約について、その準備方法や、記載すべき事項等を整理したもの。

(3)「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に係る再資源化事業計画の認定申請の手引き」
大臣認定の申請に必要な手続きや、認定後に適用される規定等をまとめたもの。

(4)「小型家電認定事業者マーク及び小型家電回収市町村マーク使用規程」
小型家電認定事業者マーク及び小型家電回収市町村マーク（環境省において商標登録出願中。出願番号：商願2013-9379号）を使用するために必要な事項を定めるもの。

環境省ホームページ／報道発表資料
http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16411